

前払式支払手段保有者各位

(太陽鉱油株式会社・第二湾岸習志野 SS で太陽プリカをご購入のお客様)

弊社は、①2024年5月7日～2024年10月19日まで改装の為一時休業となる「第二湾岸習志野 SS」発行の「太陽プリカ」を、資金決済に関する法律（2009年6月24日法律第59号）第20条第1項に基づき、有効な未使用残高の払戻しを致しますのでお知らせいたします。概要は以下の通りです。

- 1 資金決済に関する法律第20条第1項に則り、前払式支払手段保有者へ未使用残高の払戻しを致します。
- 2 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
太陽鉱油株式会社
- 3 払戻しにかかる前払式支払手段の種類は次の通りです。
太陽鉱油株式会社 第二湾岸習志野 SS 発行の「太陽プリカ」
※①の上記改装期間中に有効期限に到来しているものに限る。
- 4 払戻しにかかる前払式支払手段の申し出方法及び払戻しの方法
有効な残高がある当該「太陽プリカ」をお持ちのお客様は
2024年5月7日～2024年10月19日までにお申し出下さい。
住所・氏名・電話番号、振込先情報（金融機関名、支店名、預金種別（普通・当座）、口座番号（ゆうちょ銀行の場合は通常貯金の記号・番号）、口座名義(カタカナ))を明記したメモと「太陽プリカ」現物を、下記住所へ特定記録郵便にてご郵送下さい。
対象となる「太陽プリカ」の残額に、ご負担いただいた郵送代金を加えた金額を、ご指定の金融機関へお振込致します。

※送付先住所

〒103-0013

東京都中央区日本橋人形町3丁目8-1 TT-2ビルディング6階

太陽鉱油株式会社 プリカ受付係

①弊社ホームページ(<http://www.taiyo-koyu.co.jp>)上に、「太陽プリカ払い戻し専用封筒」を掲示しておりますのでご利用下さい。

②次の近隣直営給油所にて「太陽プリカ払い戻し専用封筒」をお受け取りいただくこともできます。また、給油利用・追加入金等も可能です。

※払戻しは書類を郵送頂きお振込みとなります。

1) 直営店：千葉新港 S S (太陽マーク)

千葉県千葉市美浜区新港 172-1

TEL：043-243-5595

2) 提携店：船橋卸団地 T S (ENEOS マーク) 株式会社 ENEOS ウイング様運営

千葉県船橋市高瀬町 62-2 (24H 営業) TEL：047-434-4120

3) 提携店：船橋湾岸 T S (ENEOS マーク) 株式会社 ENEOS ウイング様運営

千葉県船橋市栄町 1-21-15 (24H 営業) TEL：047-420-0590

5 前項の期限 2024 年 10 月 19 日(土)までにお申し出がないと、本公告による払戻しの手続きより除斥されます。

6 払戻しに関するお問い合わせ先は次の通りです。

03-5641-5211 太陽鉱油株式会社 プリカ受付係

(受付時間 祝日を除く月曜から金曜の午前 9 時より午後 5 時の間とさせていただきます)

※いただいた個人情報はこの払戻金の返金についてのみ使用します。

2024 年 4 月 5 日